

## 8. 地域生活支援事業

### 4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出のための支援を行ないます。

原則 1割が自己負担となります。障害福祉サービスの利用者負担と合わせて上限額の管理を行い、負担が重くなりすぎないようになっています。

#### 《対象》

町内に居住地を有する障害者手帳の交付を受けている満15歳以上のもの

#### 《手続き》

担当にお申出下さい。

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006